

令和 7 年 8 月 4 日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

職員の働き方を見直し、子育てに多く参加できるよう支援するため、次のよう
に行動計画を策定する。

1) 計画期間 : 令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日までの 5 年間

2) 内容

目標 1 : 計画期間内における男性の平均育児休業取得率を 20 % 以上とする

<対策>

令和 7 年 8 月～

- ・育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を行う。

令和 7 年 8 月～

- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

目標 2 : フルタイム労働者一人当たりの各月毎の法定外労働時間数を 40 時間以内とする

<対策>

令和 7 年 8 月～

時間外・休日労働の削減のための措置の実施

- ・継続して労働者の労働時間を把握するため、現状分析を実施する。

令和 7 年 10 月～

- ・人材確保に尽力し労働者にかかる負担を軽減する。

令和 8 年 4 月～

- ・若年者に対し、工場見学やインターンシップ等の就業体験機会の提供を行うことにより、当組合に関心を持って頂き、雇用推進に繋げて行く。